

大分県防災アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の自治会や自主防災組織等に防災や消防などの知識を有する指導者（以下「防災アドバイザー」という。）を派遣することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(防災アドバイザーの役割)

第2条 防災アドバイザーは、次の各号に掲げる活動について指導及び助言等を行う。なお、具体的な指導及び助言等の内容は、防災アドバイザー登録時に協議のうえ決定する。

- (1) 地域住民の防災意識の普及・啓発
- (2) 自主防災組織の組織化・活性化の取り組み
- (3) 地域の防災訓練

(登録の要件)

第3条 防災アドバイザーの登録は、防災や消防などの知識を持ち、地域防災指導のできる県内在住者のうち、次の各号のいずれかに該当する者又はこれらの者により構成する団体から行うものとする。

- (1) 地方気象台退職者及び大学教員等の有識者（研究成果や気象情報の利活用等を通じた防災知識の普及等を行うことができる者）
- (2) 国、県及び市の土木技師退職者等防災行政経験者（水害対策や土砂災害対策の知識等を活かした防災知識の普及等を行うことができる者）
- (3) 消防吏員経験者（災害対応の経験等を活かした防災知識の普及や防災資機材の操作指導等を行うことができる者）
- (4) 自衛官経験者（災害対応の経験等を活かした防災知識の普及や地域における防災訓練の実施指導等を行うことができる者）
- (5) 災害ボランティア指導者（災害ボランティアセンターの運営において指導的立場として2年以上携わっており、自らの経験を踏まえた避難所運営に関する知識の普及や災害ボランティアの受入れに関する講演等を行うことができる者）
- (6) 特定非営利活動法人日本防災士会や防災に関する団体に所属し、地域防災力の向上に資する取組を2年以上行っており、自らの活動を活かした防災知識の普及等を行うことができる者
- (7) 自主防災組織役員（先進的な防災活動を2年以上継続して行っている自主防災組織の役員であり、自らの実践事例の照会を通じた防災知識の普及等を行うことができる者）
- (8) その他、大分県生活環境部防災局防災対策企画課長（以下「県防災対策企画課長」という。）が認める者

(登録の申請)

第4条 防災アドバイザーの登録を受けようとする者又は団体は、大分県防災アドバイザー登録申請書(別紙様式1)により県防災対策企画課長に申請するものとする。

(登録の決定)

第5条 県防災対策企画課長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、登録の可否を決定し、本人に結果を通知するものとする。

(登録の取消し)

第6条 県防災対策企画課長は、防災アドバイザーが第3条の規程に該当しなくなったとき、又は防災アドバイザーとして適当でないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

(派遣の対象)

第7条 防災アドバイザーの派遣を申請できるものは、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1)防災活動等に取り組み、または取り組もうとする団体(自治会、自主防災組織、学校及び要配慮者利用施設・支援団体(学校及び要配慮者利用施設・支援団体においては、地域住民が参加するものに限る)等)
- (2)官民が連携して地域づくり等に取り組むために組織された団体(まちづくり推進協議会等)
- (3)地域と連携して防災活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者

(派遣の要件)

第8条 前条に規定する団体等が、次の各号を満たすときは、防災アドバイザーの派遣を受けることができる。

- (1)県民を対象に自主防災活動の一環として行うものであること。
- (2)防災アドバイザーの役割に合致するものであること。
- (3)概ね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (4)営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。
- (5)事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

(派遣の申請)

第9条 防災アドバイザー派遣を希望する団体等は、県HPの入力フォームから電子申請を行うか、所在する市町村防災担当課経由で大分県防災アドバイザー

一派遣申請書（別紙様式2）により県へ申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請書を受領した市町村は、申請内容を確認の上、県防災対策企画課長に申請書の進達を行うものとし、電子申請によるものについては、県から市町村へ共有するものとする。

（派遣の決定等）

第10条 県防災対策企画課長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を確認し、適当な防災アドバイザーの選定及び日程等の調整を行った上、派遣の可否等を決定し、大分県防災アドバイザー派遣決定通知書（別紙様式3）により市町村経由で申請者に通知するものとする。

- 2 防災アドバイザーが講演等で使用する設備・機材等については、原則として、申請者が準備する。申請者が準備できないもので防災アドバイザーが準備できるものについては、相互に協議のうえ提供する。
- 3 防災アドバイザーの派遣については、原則として、1回あたり1時間以上2時間までとし、単位は30分とする。
- 4 同一年度内に同一団体等へ複数回の派遣となる場合は、原則として、申請を受け付けないものとする。

（補助員の派遣）

第11条 防災アドバイザー派遣を実施するにあたり、図上訓練等グループ指導を行うため、指導の補助にあたる者（以下「補助員」という。）が必要な場合は、防災アドバイザーが補助員にふさわしい者を選定の上、防災アドバイザー補助員派遣申請書（別紙様式4）により県防災対策企画課長に申請するものとする。

- 2 県防災対策企画課長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、派遣の可否を決定し、大分県防災アドバイザー補助員派遣決定通知書（別紙様式5）により、防災アドバイザーに結果を通知するものとする。
- 3 補助員の派遣について、1回の指導につき1名までとし、派遣時間は防災アドバイザーの派遣時間を超えないものとする。

（費用の負担）

第12条 防災アドバイザー及び補助員の派遣に要する謝金及び旅費については県が負担する。

- 2 防災アドバイザーの謝金については、30分あたり2,650円とし、30分未満の端数がある場合は切り上げる。なお、上限は2時間とし、それを超えた分については支給しない。
- 3 補助員の謝金については、30分あたり2,100円とし、30分未満の端数がある場合は切り上げる。なお、上限は防災アドバイザー派遣時間とし、

それを越えた分については支給しない。

- 4 防災アドバイザー及び補助員の旅費については、県の規定に基づき支給する。

(実績報告)

第 13 条 防災アドバイザー派遣を受けた団体等は、派遣終了後 30 日以内に、県 HP の入力フォームから電子報告を行うか、市町村防災担当課経由で、大分県防災アドバイザー派遣実施報告書(別紙様式 6)を県防災対策企画課長に提出するものとし、電子報告によるものについては、県から市町村へ共有するものとする。

- 2 補助員の派遣を受けた防災アドバイザーは、派遣終了後 7 日以内に、大分県防災アドバイザー補助員派遣実施報告書(別紙様式 7)を県防災対策企画課長に提出するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(「大分県防災アドバイザー派遣制度」実施要項等の廃止)
- 2 次に掲げる要項は、廃止する。
(1)「大分県防災アドバイザー派遣制度」実施要項
(2)「大分県防災アドバイザー派遣制度」実施要項(補則)
- 3 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。